

(川崎市との協定)

○ 派遣職員の取扱いに関する協定書

地方自治法第252条の17の規定により、川崎市（以下「市」という。）から神奈川県川崎競馬組合（以下「組合」という。）へ派遣する職員（以下「派遣職員」という。）の取扱いに関し、川崎市長（以下「甲」という。）と組合管理者（以下「乙」という。）との間に、次の事項を協定する。

（職員の派遣）

第1条 甲は、乙の要請に基づき、市の職員を組合に派遣する。

（派遣期間）

第2条 派遣期間は、2年とする。ただし必要があるときは、甲乙協議のうえ、その期間を変更することができる。

（身分）

第3条 乙は派遣職員を併任するものとする。

2 甲又は乙は、派遣職員について、派遣又は併任の発令をしたとき及び発令事項に変更があるときは、遠やかに発令事項を相互に通知するものとする。

（給与）

第4条 派遣職員の給料及び手当（退職手当を除く。）は、組合の関係規定を適用し、組合の負担において当該職員に支給するものとする。

（昇任、昇格、昇給及び配置換え）

第5条 派遣職員の昇任、昇格、昇給及び配置換えは、次のとおりとする。

(1) 派遣職員の昇任、昇格、昇給は、甲乙協議のうえ、それぞれ措置するものとする。

(2) 派遣職員の組合における配置換えは、甲乙協議のうえ行うものとする。

（旅費）

第6条 派遣職員の派遣期間中の旅費は、組合の関係規定により組合が支給するものとする。

（勤務時間等）

第7条 派遣職員の勤務時間、休日、休暇等については、組合の関係規定を適用する。

（服務）

第8条 派遣職員の服務については、組合の関係規定を適用する。

2 職務に専念する義務の免除の承認及び営利企業等の従事の許可については、甲乙協議のうえ、組合の関係規定を適用して乙が行う。

（研修）

第9条 甲が行う派遣職員の研修については、その都度乙と協議して行うものとする。

(分限及び懲戒)

第10条 派遣職員の分限処分及び懲戒処分は甲が行い、その事由、手続及び効果については、市の関係規定の定めるところによる。この場合において、処分を必要とする事由が生じたときは、その都度甲乙協議するものとする。

(公務災害補償)

第11条 派遣職員の公務災害補償の手続等は、乙を所管する地方公務員災害補償基金神奈川県支部が行うものとする。

2 派遣職員に係る地方公務員災害補償法に基づく負担金は、乙が負担するものとする。

(共済組合等)

第12条 派遣職員は、川崎市職員共済組合及び川崎市役所健康保険組合の組合員並びに川崎市職員厚生会の会員とする。

2 派遣職員に係る前項の負担金は、組合の負担とし、当該負担金を市の指定の方法により納付するものとする。

(勤務状況、健康状況等の報告)

第13条 乙は、派遣職員の勤務状況、健康状況等について、毎月甲に報告するものとする。

2 甲は、派遣職員の勤務状況、健康状況等について、必要に応じ乙に報告を求めることができる。

3 派遣職員の身分、健康状況等に変動があったときは、その都度甲乙が相互に通知するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期限は、平成12年4月1日から平成14年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日までに、甲、乙、いずれかから協定の解除の意思表示がないときは、更に2年間延長されるものとし、その後もこの例によるものとする。

(その他)

第15条 この協定書に定めるもののほか、職員の派遣について必要な事項は、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、当事者それぞれ1通を所持するものとする。

平成12年4月1日

甲 川 崎 市
川 崎 市 長 高 橋 清

乙 神奈川県川崎競馬組合
神奈川県川崎競馬組合管理者 伊 藤 文 保